
安心ファイルシステム

略称：あんしん FS

重要事項説明書／各種 約款・規約

本冊子は、あんしん FS サービスをご利用いただく際、
ご注意していただきたい点や制限事項などが記載されています。

お申し込みの際に必ずお読みください。

重要事項説明書 目次

1.	複数サービスご契約（重畳契約）での割引について	1
2.	「あんしん FS とことんサポート」について	1
3.	設置作業について	1
4.	お支払について	1
5.	契約内容の変更	1
6.	機器損害金について	2
7.	免責事項について	2
8.	初期契約解除について	2

あんしん FS に関する事項

1.	お客さまにてご用意いただくもの	3
2.	設置作業にあたって	3
3.	アプリケーションについて	3
4.	機器について	3
5.	当社サポート内容／定期点検について	4
6.	故障について	4
7.	一時停止・解約・各種手続きについて	4
8.	免責事項について	4

個人情報の取り扱いについて

1.	個人情報の取得	6
2.	個人情報の利用	6
3.	個人情報の提供	6
4.	個人情報の開示等	6
5.	個人情報の共同利用	6
6.	個人情報に関するお問い合わせ	6
	【苦情相談窓口】	6

記載内容は 2018 年 2 月現在のものです。

P201802 R006

各種サービスに共通する事項

1. 複数サービスご契約（重畳契約）での割引について

- 既に対象のサービスをご利用いただいている方も、他のサービスや割引バックをご希望の場合、お申し込みが必要となります。
- 契約期間中に引きバック対象サービスの一部または全部をコース変更または解約する場合、契約解約料9,500円(税抜)がかかります（ただし更新月を除く）。
- 契約期間について、適用開始月は、対象となるサービスの利用開始日（サービス品目が複数ある場合、もっとも遅くに到来するサービス品目の利用開始日）が属する月の翌月からとなります。また、上記の契約期間が経過することとなる月（更新月）の末日を満了日とします。※契約期間中の一時停止期間は、契約期間から除外して計算されます。
- お支払い方法は、口座振替のみとなります。

2. 「あんしんFSとことんサポート」について

- 「あんしんFSとことんサポート」は、あんしんFS基本サービスをご利用の方へのご提供となります。
- ※基本サービスのご利用を一時停止されている場合、「あんしんFSとことんサポート」も一時停止となります。
- ※一時停止期間は各サービスの約款によります。各サービスの約款に記載無い場合、一時停止の開始日より最長1年といたします。
- ※一時停止期間中に、「あんしんFSとことんサポート」により割引される対象の料金が発生した場合でも、割引を適用できませんのでご了承ください。
- ご利用開始日より6ヵ月以内に「あんしんFSとことんサポート」を解約された場合、違約金として3,000円(税抜)がかかります。また、解約後6ヵ月間は「あんしんFSとことんサポート」への再加入はできません。

3. 設置作業について

- 作業時は必ずお立合いください。

- 予め準備いただくもの ことをお願い。
 - 1) 設置場所の確保
 - 2) 光ファイバーでのインターネット通信環境（上り30Mbps以上）
 - 3) ルーターの設定方法（IDとパスワード）の事前ご確認
- 作業にてあんしんFS本体のIPアドレスを設置環境に合わせ変更いたします。その際、場合によりインターネットプロバイダー等から提供されている既設のルーターの設定も合わせて変更する場合もございます。

4. お支払について

- お支払は口座振替のみとなっております。
- 当社指定の用紙にてご処理をお願いいたします。
- 口座振替の場合、引き落とし日は毎月4日（土 日 祝日の場合は翌営業日）です。
- ◇ [重要] 口座振替でのお支払いが滞った場合にかかる振込み手数料等は契約者様にご負担いただきます。また、その際は請求書(発行手数料200円(税抜) / 通)による現金振込でお支払いいただく場合がございます。

5. 契約内容の変更

- サービス コースの追加 変更、設置場所の変更、またはあんしんFSサービスエリア内で転居される場合は「お客さまセンター」までご相談ください。別途作業等が必要となる場合、当社係員がお見積りいたします。
- サービスの一時停止について
お客さまのご希望によるサービスの一時停止は、1ヵ月単位で申し受けます。なお、一時停止の最長期間は1年とし、一時停止を再開した後6ヶ月以内は再度一時停止ができません。詳細は各サービス約款によります。
※月額利用料の日割り計算による精算は行っておりません。
- サービスの解約について
お客さまのご都合によりサービスを解約される場合は、解約を希望される日の10日前までに「あんしんFSお客さまセンター」（フリーダイヤル：0120-800-269）までご連絡ください。解約の手続きをご案内いたします。解約のご連絡が遅れた場合、翌月以降分のご利用料金が課

- 金される場合がありますのでご注意ください。
※月額利用料の日割り計算による精算は行っておりません。
- ◇ [ご解約時にご負担いただく費用]
 - 解約手数料：残存契約期間×月額利用料(税抜)×0.5
 - 機器撤去費用：7,000円(税抜)
 - リアビッション費用：5,000円(税抜)

6. 機器損害金について

- 弊社より機器の貸与を受けるお客さまは、利用終了日または契約変更日に機器を返還いただけます。
- お客さまが機器を破損 紛失、または返還しない場合、以下に定める機器損害金を弊社にお支払いいただきます。

機器名	機器損害金（課税対象外）
あんしんFS 1GB×2コース	76,800円(税抜)
あんしんFS 2GB×2コース	99,800円(税抜)
あんしんFS 4GB×2コース	126,800円(税抜)

7. 免責事項について

- 弊社サービスの利用ができない状態が生じたときのご利用料金の支払いは、各サービスの契約約款によります。
- 天災地変その他弊社の責に帰さない事由によりサービスのご利用ができない場合は、弊社は一切責任を負いかねます。

8. 初期契約解除について

- 初期契約解除について
 - 「あんしんFS基本サービス」は、初期契約解除制度の対象です。
 - 契約締結時に交付する「契約内容確認書」の書面をお客さまが受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができます。これを「初期契約解除」と呼びます。
 - 初期契約解除を行った場合、以下の通りとなります。
 - ① お客さまは、損害賠償もしくは違約金その他金銭等を請求されることはありません。
 - ② ①に関わらず、お客さまが契約解除までの期間において提供を受けた場合、「契約内容確認書」に記載

- した有料サービス等の料金、事務手数料（上限3,000円(税抜)）を、または、既に設置作業が実施された場合、作業費（7,000円(税抜) / 一般事務所。特殊環境の場合上限25,000円(税抜)）を、弊社はお客さまへ請求します。
- ③ 契約に関連して弊社が金銭等を受領している場合は、当該金銭等（上記②で請求する料金を除く。）をお客さまに返還いたします。

- 弊社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客さまが告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、お客さまは、契約の解除を行うことができる旨を記載した交付書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間に限り、契約を解除することができます。

■初期契約解除を行う手続き

- 初期契約解除を行う場合、以下へお問い合わせください。
[お問い合わせ先 書面を送付いただける宛先]
株式会社トラスコム お客さまセンター 初期契約解除窓口 行
〒231-0041 沖縄県那覇市久茂地一丁目7番1号 琉球リース総合ビル7F
フリーダイヤル：0120-800-269
受付時間 平日 9:00 ~ 18:00
土 日 祝日 年末年始 9:00 ~ 18:00

[書面による解除の記載項目]

- 契約内容確認書 交付日（西暦表示による年月日）
- 契約者名（フリガナ）、住所、日中ご連絡先電話番号
- 初期契約解除を希望するサービス
- ※弊社より、解除手続きについて確認のご連絡をさせていただきます。

あんしんFSに関する事項

1. お客さまにてご用意いただくもの

■インターネット回線（上り30Mbps以上）

※当社が提供するインターネットサービス以外の他社が提供するインターネット回線への接続も可能ですが、当社は他社が提供するインターネット回線の仕様や不具合により、サービスが利用できない場合があっても、補償はいたしかねますので、ご注意ください。

- 必ず有線LANの環境をご用意ください。また、インターネット回線とゲートウェイを接続するための空きポートを1つご用意ください。

■通信機器

- WindowsまたはMacintoshのパソコンをお客さまにてご用意ください。

■メールアドレス

- メンテナンスによるサービス停止等のお知らせは、ご加入のお客さまにメールでお知らせします。メールアドレスのご用意がない場合、お知らせを受け取ることができないことを予めご了承ください

- パソコンの対応OS

	Internet Explorer 11以降	Firefox4.2以降	Chrome46以降	Safari8以降
Windows Windows 7以降	●	●	●	●
Mac OS MacOS 10.10以降		●	●	●

- 通信速度

サービスの安定性を確保するためにも、接続するインターネット回線の最低速度は、上り下り30Mbps相当以上とします。弊社のインターネットサービスでは、ひかり100メガコース以上を推奨します。他社回線をご利用の場合も、同等以上のご契約をご準備ください。推奨速度に満たない通信環境では正常に動作しない場合があることをご承ください。

※2018/2/1時点のサービス内容を元に算出しております。今後のサービス内容に応じて、推奨速度が変更になる場合がございます。

2. 設置作業にあたって

- 当社で準備するもの
あんしんFS本体用NAS（ネットワーク アクセス ストレージ）本体、NAS用HDD（ハードディスク）×2本、LANケーブル、UPS（無停電電源装置）
- 設置作業
設置する場所によっては、あんしんFS本体（NAS）を設置できない場合がございます。その場合、設置場所を変更いただくか、別途長いLANケーブルをご購入いただくなど追加費用が掛かる場合がございます。
- 説明書
各種設定方法につきましては、別途お渡しする冊子をご参照ください。

3. アプリケーションについて

- 本サービスでは、当社が提供する専用のWEBページまたは、OSに標準に備わる機能を利用して機器と接続します。

4. 機器について

- 本サービスをご利用いただくには、あんしんFS本体（NAS）の設置が必要です。あんしんFS本体にはHDDを装着する必要があります。
- 本サービスをご利用いただくには、あんしんFS本体（NSA）とUPSの電源が常時入った状態かつインターネットに常時接続されている必要があります。
- UPSには本サービスでご利用いただくあんしんFS本体以外は接続しないでください。
- あんしんFS本体、HDDおよびUPSは室内用です。また、水気のあるところ、熱を発する器具の近くには取り付けないでください。
- インターネット接続関連機器（ルーター／モデム）も常時電源が入った状態にしてください。
- あんしんFS本体（NAS）、HDD、UPSの機器の転売、譲渡、分解等は、禁止いたします。
※UPSは壁面コンセントへ直挿しで設置いただくことを推奨します。
※あんしんFS本体（NAS）からパソコンへは直結いたしません。

ません。

※あんしんFS本体（NAS）のLANポート（二口目）およびUSBポートは、メンテナンス用ですのでご利用いたしません。

※温度変化、ペット、シーリングファン、カーテン、FAX感熱紙、風、電波状況により、あんしんFS本体（NAS）の動作が不安定になる可能性があります。
※お客さまにて機器のリセットボタンは押さないでください。

- 機器の移設および設定変更については、原則当社が有償で行いますが、設定変更を伴わない場合に限りはお客さまご自身での移設が可能です。
- 機器の移設に伴い取り外した箇所の復旧は当社ではいたしかねます。
- お客さまご自身での機器の移設に伴う不具合や故障、お客さまが機器の移設をご手配された場合における不具合や故障について、当社は一切責任を負えませんのでご了承ください。
- あんしんFS本体（NAS）1台に接続できるPCの台数は、20台までとします。
- あんしんFS本体（NAS）には便利な拡張用アプリケーションをお客さまにてインストールすることができます。ただし復旧サービスオプションをご利用の際にはお客様がインストールした拡張用アプリケーションは復旧インストールの対象外となりますことをご承ください。

5. 当社サポート内容／定期点検について

- ◇ [重要]
- ◇ 正常な遠隔バックアップを維持するため、当社からネットワーク経由での遠隔診断を行います。
- ◇ 当社では訪問による点検を受付けています。およそ1年に一度を目安に定期的な訪問点検の実施をお勧めします。訪問点検のお申し込み方法については、弊社ホームページなどに掲載いたします。
- ◇ 機器に異常が生じたら、直ちに当社に点検の依頼をご連絡ください。
本体訪問点検費用（出張費と技術費を含む）
15,000円/回[税抜]

6. 故障について

- 当社から貸与された機器に故障が生じた場合、無償にて修理、交換いたします。お客さまの故意 過失による故障の場合は、この限りではありません。
◇ [重要]
- ◇ 機器の修理に関しては営業時間中での対応となります。夜間の作業はいたしません。

7. 一時停止・解約・各種手続きについて

- ◇ [重要]
- ◇ 契約内容の変更、設置場所の変更、名義変更、解約等は、希望日の1ヵ月前までにお手続きをしてください。
- 改装など、一時的にバックアップを中断する必要がある場合のみ、最長12ヵ月間のサービスの一時停止を行うことができます。
- 本サービスの一部またはすべてをご解約される場合、当社から貸与した機器は、必ずご返却ください。なお、機器の取り外しに伴う設置箇所の復旧は当社ではいたしかねます。
- 当社へ事前申告をせず、お客さまにてあんしんFS本体、あんしんFS本体内蔵のHDDまたはUPSの取り外しを行った場合、月額利用料は継続して発生します。

8. 免責事項について

- 当社のあんしんFS基本サービスは、あんしんFS本体（NAS本体）内でのデータの二重管理とあんしんFS本体（NAS本体）内に保存されたデータを定期的にインターネット上の保存領域に保管するサービスです。加入者のあんしんFS本体（NAS本体）への保存のタイミングや定期的なインターネット上の保存領域に保存を実行するタイミングによっては、保存されたデータに差異が生じる場合がございますので予めご承知ください。
- 当社は、誤った操作、故意による破損、自然災害による破損に対する責任を負いかねます。また、当社が提供するサービスが利用する第三者が介在する別のサービス等の不具合、例えば、インターネット回線障害、インターネットとの通信に必要な機器の障害、特定事業者の障害および

び電源環境の不具合など、によるデータ破損やデータの損失、データ復旧あんしんFSに保存するデータの内容管理について当社は一切責任をおいしません。

● 当社は、本サービスを常時利用可能とするよう努めますが、本サービスの利用可能性を保証するものではなく、本サービスの利用不能につきお客様に対して何らの責任を負うものではありません。

● お客様のアカウントの種類に応じて提供されるものを除き、本サービスに関する保守、テクニカルサポートまたはアップデートをお客様に提供する義務を負うものではありません。また、提供する場合においても当社が都度定める方法によるものとします。

● 当社は、お客様が本サービスを利用することによって、当社の本サービスの運用または他のお客様による当社の本サービスの利用が妨害され、支障をきたしたまたはその他の悪影響を受ける場合は、お客様のアカウントへのアクセスを停止する場合があります。

● 本サービスは、何らの保証なく現状において提供されるものとし、当社は次に掲げる事項について何らの保証をいたしません。

1. 本サービスの利用または品質が、中断されな
いこと、適時に行われること、安全であるこ
とまたはお客様の要求若しくは期待に沿うも
のであること
2. 本サービスの内容において、瑕疵（かし）や
バグがないこと
3. 本サービスの使用から得られる結果が正確ま
たは信頼性のあるものであること
4. 本サービスのエラーが是正されること

● 当社以外の第三者が提供するアプリケーションを通じた本サービスの使用または動作から生じる一切の危険や仏外は、お客様の負担とします。

● 当社は、本サービスの利用、中断、運用の停止、サービ
ス内容の変更または廃止などによって、お客様に損害や
事故が生じた場合、一切の責任を負わないものとしま
す。

● 当社の債務不履行責任は、当社の故意または重過失によ
らない場合には免責されるものとし、当社が損害賠償義
務を負う場合、お客様が当社に本サービスの対価として

支払った直近1ヶ月分の利用料を上限とします。

● あんしんFS本体（NAS）付属の機能のうち、当社のサポ
ート対象となるのは、デジタルファイルを保存する「フ
ァイルサービス」機能のみとなり、その他の操作、登録
等に関して当社は一切責任をおいしません。

● お客様によるアカウントの管理不十分、使用上の過誤、
第三者の使用等の事由により、損害が生じた場合、当社
は一切の責任を負いません。

● 当社は、本サービスの運用 管理のため、お客さまご利
用の機器に設定されたログ情報等を取得する場合がございます。

● 本サービスは一切間断なく継続的に提供できるものでは
ございません。また、本サービスの正確性、最新性、有
用性、完全性等によってお客さまが損害を被った場合、
当社は、一切その責任を負うことができません。

● 当社のシステムメンテナンス時は、一部または全てのサ
ービスがご利用できなくなる可能性がございます。

● インターネット回線障害時または停電時は、一部または
全てのサービスは利用できません。

● お客さまによるインターネット回線が遮断（ルーターの
電源を切る、ケーブルを抜く行為等）、料金未納による
一時停止により、サービスの利用ができないことによ
ってお客さまが被害を被った場合、当社は一切その責任を
負いません。

● お客さまによるあんしんFS本体やUPSの電源を切る、接
続の取り外し、当社が認めた設置場所以外の場所にお客
さまご自身で移動するなどしてサービスの利用ができな
いことによりお客さまが被害を被った場合、当社は一
切その責任を負いません。

● あんしんFS本体（NAS）またはUPSの警報音による近隣
住民からの苦情等について、当社は一切その責任を負い
ません。

● 天災地変時には、あんしんFS本体の修理 故障等のサポ
ート対応に時間を有する場合がございます。

個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の取得

当社は、個人情報を以下の方法で取得します。

- (1) 本人より直接書面等にて取得
- (2) 業務の委託を受け、委託先より取得
- (3) 当社の提供するサービスにおける音声情報
- (4) 当社への問合せ（電話、Web サイト等）より取得

2. 個人情報の利用

当社は、お客様から個人情報をご提供いただく場合および当社の業務に従事する従業員等の個人情報を取得する場合、利用目的をできる限り特定した上、あらかじめ本人の同意を得た場合および個人情報の保護に関する法律、その他法令により例外として取り扱うことが認められている場合を除き、以下の利用目的の範囲内で個人情報を利用します。

- (1) 当社サービスに関するお問い合わせ
- (2) ソフトウェア開発及び運用
- (3) 従業員等の雇用（採用を含む）および人事管理

3. 個人情報の提供

当社は、次の場合を除き、お客様の個人情報を第三者に開示または提供しません。

- (1) お客様の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であつて、お客様の同意を取ることが困難な場合
- (4) 利用目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取り扱いを委託する場合
- (5) 合併、会社分割、営業譲渡その他の事由によって事業の承継が行われる場合

4. 個人情報の開示等

当社は、保有する個人情報について、次の事項について対応させていただいておりますので、ご請求がございましたら弊社、苦情相談窓口までお問合せ下さい。

- (1) 利用目的の通知の請求
- (2) 開示の請求

- (3) 内容の訂正の請求
- (4) 追加又は削除の請求
- (5) 利用の停止の請求
- (6) 除去及び第三者への提供の停止の請求

5. 個人情報の共同利用

当社は、個人情報の共同利用は行いません。

6. 個人情報に関するお問い合わせ

当社の個人情報の取り扱いに関し、あるいは個人情報保護方針全般に関するお問い合わせなどがございましたら弊社、苦情相談窓口までお問合せ下さい。

【苦情相談窓口】

〒231-0041 神奈川県横浜市中区吉田町 65 番地 (ERVIC 横浜)
(電話 045-315-7706 : 土日祝日を除く 平日の 10:00~12:00、
13:00~17:00 但し当社が定める年末 年始等の休日を除く)

あんしん FS のサービス 共通契約約款（共通約款）

目次

第1章 総則	1
第2章 契約の成立と変更	2
第3章 基本サービス提供の停止等	4
第4章 利用契約の解除	5
第5章 IDおよびパスワード	5
第6章 料金等	6
第7章 機器および施設	7
第8章 オプションサービス	9
第9章 雑則	10
付則	11

あんしん FS のサービス 共通契約約款（共通約款）

第1章 総則

■第1条（約款の適用）

株式会社トラスコム（以下「当社」といいます。）は、当社が定めるあんしんFSサービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）および基本サービス利用契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）のそれぞれに基づき、第3条（用語の定義）に定める加入者に対し、第4条（基本サービスの内容）第1項に定める当社の各基本サービスを提供するものとします。

2. 共通約款に定めのない事項については、各基本サービス約款の定めによるものとします。

3. 共通約款の定める事項と各基本サービス約款に定める事項が異なる場合、または重複する場合、当社は加入者に対し、各基本サービス約款を優先して適用し、各基本サービスを提供するものとします。

■第2条（約款の変更）

当社は、次条に定める加入者の同意を得ることなく共通約款を変更することがあります。その場合の提供条件は、変更後の共通約款によります。

2. 共通約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

■第3条（用語の定義）

共通約款においては使用する用語は、次の意味で使用しません。インターネット回線

用語	用語用語の意味
申込者	申込者基本サービスの利用申し込みをする法人
加入者	当社と利用契約を締結している法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
特定事業者	あんしんFSにおける「JustPlayer」、 「Google Inc.」または「アマゾン」、あんしんFS光インターネットにおける「東日本電信電話株式会社」または

	「西日本電信電話株式会社」ならびに「株式会社ネットフォレスト」
電気通信設備	電気通信設備電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電気的設備
本施設	本施設基本サービスを提供するために必要となる施設
機器	基本サービスの利用にあたって使用する機器ならびに付属品
加入者端末設備	あんしんFSサービスおよびあんしんFS光インターネットサービスにおける加入者の「自営端末設備」、「自営電気通信設備」
あんしんFS本体	当社が提供する加入者施設内でデジタルデータを保存するために必要な機器
ID	基本サービスを利用するための各種識別番号
料金等	サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべきあんしんFS料金表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

■第4条（基本サービスの内容）

当社は、加入者が基本サービスの利用契約を締結することにより次の各号のサービスを提供するものとします。

基本サービスを利用する場合、共通約款と基本サービス約款をあわせて定めるものとします。

(1) あんしんFS契約約款に定める「あんしんFS基本サービス」

(2) あんしんFS光インターネット契約約款に定める「あんしんFS光インターネットサービス」

2. 契約できる「サービス品目」および「オプションサービス種目」は、基本サービス約款に別に定めるものとします。

■第5条（お得パック）

加入者は、別に定めるお得パック利用規約の提供条件を満たし、かつ当該規約を承諾した場合、当該規約に定める料金が適用されます。

■第6条（提供区域）

当社は、別途定める区域において基本サービスを提供しません。

1. 前項に定める基本サービス提供区域の詳細は、当社ホームページ等、当社が別途掲載するものとします。

第2章 契約の成立と変更

■第7条（利用契約の単位と有効期間）

利用契約の締結の単位は、基本サービス毎に基本サービス約款に別に定めるものとします。

2. 当社との基本サービスの契約締結は、1件の利用契約につき1法人に限ります。

3. 利用契約の有効期間は、第9条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に定める利用開始日の属する月から**36ヵ月間**とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、12ヵ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

4. 「ケーブルテレビジョンサービス」において第3項にて契約を更新された場合、当社は、あんしんFS本体（NAS）に挿入されているHDDに対し遠隔バックアップ可能とする情報を送信します。当該情報を正常に受信することにより、引き続きサービスを利用できるものとします。

■第8条（利用契約の申し込み）

申込者は、共通約款および基本サービス約款を同意うえ、当社所定の方法により、必要事項を当社に通知するものとします。

2. 申込者の住所と利用する所在地が異なる場合、その所在地を当社に通知するものとします。

■第9条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、基本サービスの申し込みに対して、当社がこれ

を承諾したときに成立するものとします。尚、その際弊社より「**契約内容確認書**」を加入者にお渡しします。

2. 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。

3. 利用契約成立後、基本サービスが利用可能となった日をサービスの利用開始日と定めます。なお、基本サービスの利用に、機器等の設置や設備および回線等の工事が必要なサービスは設置および作業が完了した日となります。基本サービスの利用に端末等が必要なサービスは端末等の引き渡しが行われた日となります。

4. 第11条（契約内容の変更）の規定により特定のサービス品目または機器等が変更または追加されたとき、また第28条（機器の故障）の規定により機器が交換されたときは、当該サービス品目および機器等が設置された日を利用開始日と定めます。

■第10条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号いずれかに該当すると判断した場合には、基本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- （1）申込者が料金等、およびその他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合
- （2）申込者が共通約款および基本サービス約款に違反するおそれがある場合
- （3）申し込み内容に虚偽があった場合
- （4）一定期間内に同一の申込者または住所からの複数申し込みがあった場合
- （5）基本サービスの提供が著しく困難である場合
- （6）その他、契約締結が不適切である、あるいは、特定事業者がその契約の申し込みを承諾しない場合
- （7）申込者または申込者の役員が反社会勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、または列記の各号に準ずるもの）の場合

2. 前項の規定により、当社が基本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合、当社は、申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

■第11条（契約内容の変更）

加入者は、基本サービスおよびサービス品目の変更または追

加を請求することができます。この場合、加入者は希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。

2. 加入者は、複数の基本サービスおよびサービス品目を利用している場合、毎月月末付にて一部を解約することができます。この場合、加入者は変更希望日の10日前までに当社所定の方法より当社に通知するものとします。

ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。

3. 前2項における契約変更日については、第9条（利用契約の成立と利用開始日）を準用するものとします。

4. 第1項および第2項における変更の承諾については、前条を準用するものとします。

5. 加入者は、当社に届け出た住所、電話番号、料金等支払方法などの変更がある場合には、当社所定の方法により事前に届け出るものとします。

■第12条（名義変更）

加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、次の各号いずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合は、この限りではありません。

- （1）加入者の改称
 - （2）承継
 - （3）譲渡
2. 前項第2号または第3号の場合は、新加入者が旧加入者の未払金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。

3. 加入者は契約名義の変更を希望する場合、変更希望日の10日前までに当社所定の書類により当社に届け出るものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。なお、当社は、加入者に対しその申し出に関する事実を証明する書類の提出を求める場合があります。

4. 新加入者は、旧加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

■第13条（権利譲渡等の禁止）

加入者は、前条による場合を除き、基本サービスの提供を受ける権利を第三者に承継、譲渡、質入れ、貸与等を行うことはできません。

■第14条（設置場所の変更）

加入者は、機器についての設置場所の変更を有償にて請求することができるものとします。この場合、加入者は希望日の20日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。

2. 当社は、次の各号いずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

- （1）加入者が所有するものではない建物、敷地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合
- （2）当該変更により、基本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合
3. 加入者は、本施設および機器の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、当社が特に認める場合は、この限りではありません。
4. 当社が定めた要件を満たす加入者については、機器の設置場所の変更にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

第3章 基本サービス提供の停止等

■第15条（加入者が行う基本サービス利用の一時停止）

加入者が基本サービス利用の一時停止を希望する場合には、その期間を定め、当該サービス利用の一時停止希望日の**10日**前までに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。また、届け出た期間の変更を希望する場合は速やかに当社に届け出るものとします。

2. 基本サービス利用の一時停止期間は、一時停止の開始日より**最長12ヵ月間**とします。申し出た期間もしくは最長期間が満了した場合は、加入者は基本サービスの利用を速やかに再開するものとします。

3. 前項において基本サービスの提供が再開した場合、当社が特に認める場合を除き、**再開された後6ヵ月以内に再度一時**停止を申し出ることはいけません。

4. 当社は、基本サービス利用の一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属す

る月の前月までの期間における料金等の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金等は、日割り計算による精算は行わないものとします。

5. 当社が定めた要件を満たす加入者については、一時停止にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

■第16条（当社が行う基本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号いずれかに該当する場合には、基本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- （1）第22条（加入者の支払い義務）に規定する基本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
- （2）当社に虚偽の届出をしたことが判明した場合
- （3）第20条（IDおよびパスワードの管理）第3項の規定による場合
- （4）その他、加入者が共通約款および基本サービス約款に違反する等、当社が基本サービスの提供を不適当と判断した場合

2. 当社は前項の規定により、基本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 本条に定める停止の条件に加えて「あんしんFS光インターネットサービス」については、基本サービス約款に別に定めるものとします。

■第17条（当社が行う基本サービス提供の休止）

当社は、次の各号いずれかに該当する場合には、基本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- （1）本施設の保守上または工事上等やむを得ない場合
- （2）本施設に障害が生じた場合
- （3）天災地変
- （4）インターネット通信の機能停止または通信障害
- （5）当社以外の特定事業者がサービスの提供を中止することにより、基本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
- （6）その他の事由により、基本サービスの提供が困難であ

ると当社が判断した場合

2. 当社は、前項の規定により基本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3. 本条に定める停止の条件に加えて、「あんしんFS光インターネットサービス」については、基本サービス約款に別に定めるものとします。

第4章 利用契約の解除

■第18条（加入者が行う利用契約の解約）

第7条（利用契約の単位と有効期間）の規定にかかわらず、加入者は毎月末日付にて利用契約を解約することができます。この場合、加入者は解約希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。（途中解約の通知）

2. 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を基本サービスの利用終了日と定めま

す。

3. 第1項および第2項の通り加入者からの途中解約による基本サービスの利用終了となった場合は、加入者は各サービス規約に従った解約手数料などを支払うものとします。

4. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きにかかる手続きを簡略化できることがあるものとし、その場合は、別途定める日を当該契約の解約日として取り扱うものとします。

■第19条（当社が行う利用契約の解除）

第7条（利用契約の単位と有効期間）の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当する場合には、当社は利用契約を解除することができるものとします。

（1）第16条（当社が行う基本サービス提供の停止）第1項および第38条（オプションサービスの停止）第1項の規定により、基本サービスおよび特定のオプションサービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合

（2）設置環境が整っておらず、当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合

（3）当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合

（4）その他当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、当社の業務遂行上支障をおよぼすと認められるときは、基本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。

3. 当社は、前2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4. 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を基本サービスの提供終了日と定めます。

第5章 IDおよびパスワード

■第20条（IDおよびパスワードの管理）

当社は、契約の成立に伴い、加入者にIDを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社

の定める方法によりその旨を通知するものとします。

2. 加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。

3. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。

ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。

4. 加入者が第18条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、利用終了日以降、もしくは前条の規定により、利用契約が当社により解除された場合、提供終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第6章 料金等

■第21条（料金等）

料金等は、基本サービス約款または**あんしんFS料金表**（以下「料金表」といいます。）に定める通りとします。

2. 加入者が特定の基本サービスを合わせて契約している場合、月額利用料は、「まとめて割引」の料金が適用されます。なお、「まとめて割引」は、1加入者につき、サービス品目の1台目に対してのみ適用されるものとします。

また、1サービスで同時に2品目以上契約している場合は、月額利用料が最も高い品目について優先的に適用されます。

3. 「あんしんFS基本サービス」において複数のサービス品目を利用する場合、月額利用料の最も高いサービスを1台目とし、その他のサービス品目は料金表の2台目以降の料金を適用します。

4. 料金等のうち、「あんしんFS光インターネットサービス」の作業費については、加入者が土曜日、日曜日および祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日ならびに1月2日、1月3日および12月29日から12月31日までの日をいいます。）に作業を請求した場合において、当社および特定事業者がその請求を承諾したときは、加入者はその作業に関する作業費の合計額に料金表に定める割増工事費を加算した額を支払うものとします。

5. 加入者は、基本サービス約款または料金表記の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。

なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

6. 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

■第22条（加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、前条で規定する料金等を次の起算日に当社に支払う義務を負うものとします。

項目名	起算日
月額利用料	当該契約の利用開始日
契約事務手数料	当該契約の利用開始日
再発行手数料	当該契約の利用開始日

解約料金	当該契約の解約日
違約金	当該契約の解約日
機器購入費	当該契約の機器を購入、または設置が完了した日
機器損害金	当該契約の機器の破損、紛失または返還しないことが確認された日
作業費	当該施設の設置、移設、あるいは撤去が完了した日
端末修理費	当該機器の修理、または設置が完了した日
その他料金等	当社が定める日

2. 第16条（当社が行う基本サービス提供の停止）の規定により、当社が基本サービスの提供の停止を行った場合における当該停止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとする。

3. 第17条（当社が行う基本サービス提供の休止）の規定により、当社が基本サービスの提供の休止を行った場合における当該休止期間の料金は、当該サービスが利用されていたものとする。ただし、当社の責に帰すべき事由により、基本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

■第23条（料金等の利用明細等）

加入者は、利用明細等を問い合わせ確認することができます。

2. 加入者は、請求書の発行を希望する場合は料金表に定める請求書類発行手数料を支払うものとします。

■第24条（料金等の請求時期および支払期限等）

当社は、利用契約の成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。

3. 加入者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得たうえで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

■第25条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）

第18条（加入者が行う利用契約の解約）第1項、第3項および第19条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は、第18条（加入者が行う利用契約の解約）第2項に定める利用終了日、および第19条（当社が行う利用契約の解除）第4項に定める提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

2. 加入者は、利用開始日の属する月の翌月から36ヵ月以内に利用契約を解約する場合、その利用期間に応じ、料金表の解約料金を支払うものとします。

3. 基本サービス約款に定める最低利用期間内に解約解除等により利用契約を終了した場合、サービス費用の額は、最低利用期間に対応する月額利用料とし、加入者は、当社が定める期限までに、最低利用期間中の残余期間に相当する額を一括して支払う義務を負うものとします。

■第26条（遅延損害金）

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第7章 機器および施設

■第27条（機器）

加入者は、料金表に定めるサービス料を支払うことで当社より機器の貸与を受けることができます。ただし、サービスにより提供条件がある場合、基本サービス約款の定めによるものとします。

2. 利用するサービスで機器を購入することができる場合、加入者は、料金表に定める機器購入費を支払うことで当社より機器を購入することができます。この場合、第22条（加入者の支払い義務）に定める料金等の支払が完了されたときに、加入者に所有権が移るものとします。なお、機器の保証期間は、各サービスの基本サービス約款に別に定めるものとします。

3. 第1項において、第11条（契約内容の変更）第3項に定める契約変更日、第18条（加入者が行う利用契約の解約）第2項に定める利用終了日および第19条（当社が行う利用契約

の解除）第4項に定める提供終了日に、加入者は、当社に機器を返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により機器を破損もしくは紛失、または返還しない場合、加入者は、料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

4. 加入者は、当社が必要に応じて行う機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
5. 加入者は、当社が提供する専用機器以外の機器を使用して基本サービスを利用することはできません。なお、譲渡された機器について当社は一切保証しないものとします。
6. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する機器を変更する場合があります。この場合は、あらかじめそのことを加入者に通知します。

■第28条（機器の故障）

加入者は、機器に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2. 当社より貸与を受ける機器もしくは購入した機器の保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。当社が認める場合を除き、加入者は機器の交換を請求できません。

3. 前項の規定に関わらず、加入者が機器を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または当社から購入した機器を第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。

4. 前各項において、加入者は、機器に取り込まれたデータまたは設定内容が消去されることがあることをあらかじめ了承するものとします。

5. 「あんしんFS光インターネットサービス」については、あんしんFS光インターネットサービス契約約款に別に定めるものとします。

■第29条（施設の故障）

基本サービスに異常が生じた場合、機器または加入者端末設備に異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、機器または加入者端末設備に起因する異常につ

いては、この限りではありません。

2. 前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責めに帰す事由であった場合、または当社の電気通信設備等に故障のないことが明らか場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとします。
3. 「あんしんFS光インターネットサービス」については、あんしんFS光インターネットサービス契約約款に別に定めるものとします。

■第30条（施設または機器の設置および費用負担）

当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、あんしんFS本体以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。

2. 加入者は加入者施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。

3. 第2項において加入者施設の設置作業を当社が行った場合には、加入者は、当該作業に要した費用を当社に支払うものとします。なお、当該作業の保証期間は作業が完了した日より12ヵ月間とします。

4. 機器の設置作業は当社が行うものとし、加入者は、機器の設置作業に要する費用を負担するものとします。なお、当該作業の保証期間は作業が完了した日より**3ヵ月間**とします。

5. 前4項において、加入者は、加入者の各種変更の希望により、当社施設および加入者施設または機器の作業を要する場合には、当該費用を負担するものとします。

6. 「あんしんFS光インターネットサービス」については、あんしんFS光インターネットサービス契約約款に別に定めるものとします。

■第31条（施設または機器の移設および費用負担）

当社が、第14条（設置場所の変更）第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設および機器を移設します。この場合、加入者はあんしんFS本体以降の当社施設および加入者施設の移設に要する費用を負担するものとします。ただし、第14条（設置場所の変更）第3項の規定により、加入者が移設の作業を行ったときはこの限

りではありません。

2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物および電力等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、移設に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。
3. 「あんしんFS光インターネットサービス」については、あんしんFS光インターネットサービス契約約款に別に定めるものとします。

■第32条（施設または機器の撤去および費用負担）

第18条（加入者が行う利用契約の解約）第1項、第3項および第19条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により利用契約が終了した場合、当社施設および機器を撤去します。この場合、加入者は、当該撤去に要する費用を負担するものとします。また、解約日の翌月から契約満了予定日を含む月までを契約期間の残存期間とし、加入者は料金表に従って違約金を当社に支払うものとします。さらに当社は料金表に従って機器のリファビッシュ費用を加入者に請求できるものとします。

2. 撤去に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

3. 「あんしんFS光インターネットサービス」については、あんしんFS光インターネットサービス契約約款に別に定めるものとします。

■第33条（責任事項）

当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は、当社施設の維持管理の必要上、第17条（当社が行う基本サービス提供の休止）第1項の規定により、当社のサービス提供が休止することがあることを了承するものとします。

■第34条（設置場所の無償使用）

当社は、本施設および機器を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物、家財、業務用の設備、什器および電力等設置するために必要

な場所や物を無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、利用契約の締結において、地主、家主およびその他の人と利害関係が一致する場合には、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

3. 「あんしんFS光インターネットサービス」における特定事業者による本施設および機器の設置ならびに特定事業者が定める「I P通信網サービス契約約款」に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気についても、前各項の規定に準ずるものとします。

4. 第1項および第2項の規定にかかわらず、「あんしんFS光インターネットサービス」に限り、加入者は、加入者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）または建物内において、特定事業者の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望する場合、自己の負担によりその特別な設備を設置するものとします。

■第35条（便宜の供与）

加入者は、当社または特定事業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第8章 オプションサービス

■第36条（オプションサービスの申し込みおよび利用開始日）

加入者は、利用するサービスでオプションサービスがある場合、オプションサービスを申し込みすることができるものとします。この場合、加入者は、当社の定める方法により、オプションサービス利用開始希望日の10日前までに当社に申し込むものとします。ただし、第8条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込み場合は、この限りではありません。

2. 加入者は、サービス品目を申し込むことなくオプションサービス種目のみ申し込むことはできません。また、加入者の利用するサービス品目により、特定のオプションサービス種目を申し込みできない場合があります。なお、申し込みの条件については、基本サービス約款に定める通りとします。

3. 当社は、第10条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

4. 第1項において、当社が加入者のオプションサービス利用申し込みを承諾した場合、および、第8条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、加入者がサービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込み場合は、第9条（利用契約の成立と利用開始日）第3項に規定する基本サービスの利用開始日を当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

■第37条（オプションサービスの解約）

オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて、特定のオプションサービスのみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の10日前までに当社所定の方法でその旨を当社に通知することとします。

2. 前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された解約希望日を、当該オプションサービス解約日として取り扱います。また、当該オプションサービス解約日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。

3. 第18条（加入者が行う利用契約の解約）第1項および第19条（当社が行う利用契約の解除）第1項、第2項の規定により基本サービスが終了した場合、前項の規定にかかわらず、基本サービスの利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものと取り扱います。また、この日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。

■第38条（オプションサービスの停止）

当社は、加入者が第16条（当社が行う基本サービス提供の停止）第1項各号いずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を停止することがあります。なお、加入者の希望によるオプションサービスのみの停止を行うことはできません。

2. 当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を停止するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、その理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は

この限りではありません。

■第39条（オプションサービスの休止）

当社は、第17条（当社が行う基本サービス提供の休止）第1項各号いずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を休止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により特定のオプションサービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

■第40条（オプションサービスの廃止）

当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを利用する加入者に対し、廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第41条（オプションサービスにおける約款の適用）

オプションサービスに関しては、本章の条項を優先的に適用することとし、特に記載のない事項に関しては前章までの条項および基本サービス約款に準じて取り扱うものとします。

第9章 雑則

■第42条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

■第43条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第16条（当社が行う基本サービス提供の停止）、第

17条（当社が行う基本サービス提供の休止）、次条の規定により、基本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社および特定事業者は一切責任を負わないものとします。

2. 第12条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社および特定事業者は一切責任を負わないものとします。

3. 加入者が、基本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社および特定事業者は一切責任を負わないものとします。

4. I Dおよびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

5. 加入者が、第20条（I Dおよびパスワードの管理）第2項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。

6. 第18条（加入者が行う利用契約の解約）および第19条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。

7. 当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

8. 本条に定める条件に加えて、それぞれの基本サービスに関する事項は、基本サービス約款に別に定めるものとします。

■第44条（基本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により基本サービスを廃止することができます。この場合、基本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を基本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、都合によりサービスの一部を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第11条（契約内容の変更）第1項の規定に基づき、別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入

者に関しては、当該サービス品目を廃止する日をもって、他の代替サービス品目へ変更、もしくは利用契約を解除するものとします。

3. 当社は、前2項の場合には、加入者に対し基本サービスおよび特定のサービス品目を廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

■第45条（関連法令の遵守）

当社は、共通約款および基本サービス約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

■第46条（国内法への準拠）

共通約款および基本サービス約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

■第47条（定めなき事項）

共通約款および基本サービス約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

付則

(1) 当社は特に必要があるときには、共通約款に特約を付することができるものとします。

(2) 加入者施設の技術仕様、または建物基本契約の定めによって、特定のサービスの申し込みができない場合があります。

(3) 第21条（料金等）の定めにかかわらず、基本サービスの加入促進を目的として、料金等の一部を減額する場合があります。

あんしん FS サービス契約約款目次

第1章 総則	1
第2章 サービスについて	3
第3章 雑則	4
付則	7

あんしん FS サービス契約約款

第1章 総則

■第1条（約款の適用）

株式会社トラスコム（以下「当社」いいます。）は、当社の定めるあんしんFSサービス共通契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびあんしんFSサービス 基本サービス契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、あんしんFS 基本サービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供します。

2. 基本サービス約款に定めのない事項については、当社の定める共通約款を準用するものとします。

■第2条（約款の変更）

当社は、次条に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

2. 基本サービス約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

■第3条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	本サービスの利用申し込みをする法人
加入者	当社と利用契約を締結している法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
提供先事業者	当社がサービス提供元として、別途営業委託する者
対象物件	加入者の指定した機器を設置する場所
当社の通信設備	基本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器

機器	基本サービスの利用にあたって使用する、あんしんFS本体(NAS)および付属品の総称
加入者端末	加入者が所有または管理するパソコン、スマートフォン、タブレット等
サーバ	基本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行うなど、本アプリを利用する上で通信機器に必要なとなるシステム
本アプリ	基本サービスを利用する上で必要となる専用のアプリケーション
デジタルデータ等	加入者があんしんFS本体(NAS)に保存したデジタルデータ等
料金等	サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべきあんしんFSサービス料金表に定める対価等
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

■第4条（基本サービスの内容）

基本サービスは、対象物件に設置した機器に加入者が保存するデジタルデータ等をインターネット回線を経由し、当社通信設備にバックアップ保存するサービスです。

2. 基本サービスの利用には、当社指定のあんしんFS本体(NAS)（以下「あんしんFS本体」といいます。）の設置が必要となります。加入者は、あんしんFS本体に加え、あんしんFSサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に定める種類の関連端末を単独または組み合わせて利用することでオプションサービスを利用することができます。

3. 基本サービスは、当社指定の機器のみで利用できるものとします。なお、あんしんFS本体のみの設置を行うことはできません。

4. 対象物件の通信環境や利用環境により、当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります。

5. 基本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款（以下「その他約款等」といいます。）がある場合は、加入者は、基本サービス約款に加えて当該その他約款等に同意し、それらに従うものとし

ます。

9. 当社は、第2項で定める遠隔操作の内容を変更することができます。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

■第5条（提供区域）

基本サービスの提供区域は、当社が別途定める区域とします。

■第6条（申し込みの条件）

加入者は、基本サービスの利用契約を締結することで、基本サービスを利用することができます。

■第7条（利用契約の単位と有効期間）

利用契約の締結は、対象物件毎に行い、対象物件につき1契約までとします。

■第8条（利用の条件）

加入者は、自己の責任と負担において、基本サービスを利用するために必要なインターネット回線、通信機器、電源、ソフトウェア等（以下「設置環境」といいます。）を準備するものとします。

2. 前項に定めるインターネット回線としてモバイル端末は利用できません。

3. 加入者と基本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）が異なる場合は、加入者は利用者に必要な情報を提供するものとし、加入者は、利用契約の全責任を負います。

4. 第1項で定める設置環境が整っておらず、当社が基本サービスの提供が困難と判断した場合、当社は、共通約款第7条（利用契約の単位と有効期間）第3項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

■第9条（本アプリの提供と管理）

当社は、利用契約に伴い、必要に応じ当社所定の方法にて本アプリを加入者へ提供します。

2. 加入者は、データ等の閲覧その他、基本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロード、インストールする場合があり、この媒体として、加入者端末を要するものとし

ず。なお、当該加入者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。

3. 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。

4. 加入者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

■第10条（設置場所の変更）

共通約款第14条（設置場所の変更）の規定において基本サービスの場合は、加入者は、契約する住所の同一建物内に限って、機器の設置場所の変更を請求することができます。

2. 契約する住所とは別の住所の建物に機器の設置場所の変更を希望する場合は、当該利用契約は解約し、新たに利用契約の締結が必要となるものとします。

3. 第1項において、機器の設置場所の変更を請求する場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の1ヵ月前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。

■第11条（基本サービスの変更等の通知日）

共通約款第7条（利用契約の単位と有効期間）第3項、同約款

第11条（契約内容の変更）第2項、同約款第12条（名義変更）第3項、同約款第18条（加入者が行う契約の解約）第1項の規定にかかわらず、加入者は、基本サービスの更新、変更、追加、名義変更および解約を請求する場合、希望日の1ヵ月前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。また、届け出た期間の変更を希望する場合は速やかに当社に届け出るものとします。

■第12条（加入者が行う基本サービスの一時停止）

加入者は、基本サービス利用の一時停止を希望する場合には、対象物件の内装工事の実施など、一時的に機器の設置を中断する必要があると当社が認めた場合に限り、その期間を定め、当該サービス利用の一時停止希望日の1ヵ月前までに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。また、届け出た期間の変更を希望する場合は速やかに当社に届け出るものとします。

2. 基本サービス利用の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長3ヵ月間とします。申し出た期間もしくは最長期間が満了した場合は、加入者は基本サービスの利用を速やかに再開するものとします。

3. 前項において基本サービスの提供が再開した場合、当社が特に認める場合を除き、再開された後12ヵ月以内に再度一時停止を申し出ることとはできないものとします。

4. 当社は、基本サービス利用の一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金等の支払い義務を免れるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金等は、日割り計算による精算は行わないものとします。

5. 当社が定めた要件を満たす加入者については、一時停止にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

■第13条（加入者が行う利用契約の解約）

共通約款第18条（加入者が行う利用契約の解約）第1項の規定にかかわらず、加入者が利用契約の解約を希望する場合、希望日にて利用契約を解約することができるものとします。その際、弊社は加入者にあんしんFS料金表に従い、解約手数料、リファービッシュ費用、機器撤去費用等を請求いたします。

2. 当該契約の解約日を基本サービスの利用終了日とします。また、機器の撤去に要する費用は、共通約款第32条（施設または機器の撤去費用）を準用します。

■第14条（当社が行う利用契約の解除）

共通約款第19条（当社が行う利用契約の解除）第1項および第2項の規定を適用する場合は、基本サービスの利用契約もあわせて解除となるものとします。なお、その場合、サービス契約の解除日を基本サービスの提供終了日とします。また、機器の撤去に要する費用は、共通約款第32条（施設または機器の撤去および費用負担）を準用します。

第2章 サービスについて

■第15条（機器）

あんしんFS本体は、1契約につき1台のみ貸与を受けられるものとします。

2. 当社より関連端末の貸与を受ける加入者が特定の関連端末の解約を行う場合、共通約款第11条（契約内容の変更）または基本サービス約款第13条（加入者が行う利用契約の解約）に規定する当社への申告をせず、加入者自身で関連端末の取り外しを行った場合は、料金の支払い義務は継続して発生するものとします。

3. 加入者は、関連端末のみの一時停止を行うことはできません。

■第16条（機器の維持管理）

加入者は、機器を善良なる管理者の注意をもって取り扱い、当社が指定する方法にて維持管理のための日常点検を行うものとします。

■第17条（機器の故障）

加入者は、機器に故障、毀損等が生じた場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2. 当社より貸与を受ける機器の保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、お客さまの故意 過失による故障の場合は、この限りではありません。

3. 前2項の規定にかかわらず、機器については、加入者は、機器の故障または異常が生じた場合、直ちに当社に点検を要請するものとします。

4. 当社が点検を実施した結果、経年劣化等によって基本サービスの提供に必要な機能を有していないと当社が判断した場合は、その一部または全部の修理、交換が必要となります。なお、当社が認める場合を除き、加入者は機器の交換を請求できません。

5. 前2項に定める点検、修理または交換等の一切の措置は当社が実施するものとし、また、その措置に要する費用は当社が負担するものとします。

6. 前項の規定に関わらず、加入者が機器を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、または当社から購入した機器を第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。

7. 前各項において、加入者は、機器に取り込まれたデータまたは設定内容が消去されることがあることをあらかじめ了承するものとします。

■第18条（加入者の支払い義務）

共通約款第22条（加入者の支払い義務）の定めに加えて、次の通りとします。

2. 加入者は、本サービス契約の規定により、料金表に定められた料金を当社に支払う義務を負うものとします。

3. 料金等のうち、あんしんFSサービス基本サービスの月額利用料の支払い義務は、あんしんFSサービス約款の規定により、加入者に対しあんしんFSサービス基本サービスの提供を開始する日の属する月の翌月1日から発生するものとします。

第3章 雑則

■第19条（機密保持）

加入者および当社は、基本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え 捜査検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。

3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。

4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

■第20条（禁止事項）

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

（1）機器および施設の改変行為

- ① 機器を譲渡、質入れする行為、当社から貸与した機器を転貸する行為。またはそのおそれのある行為
- ② 機器または当社施設を変更、分解、改変または付

加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護が必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。

③ 不正な手段を用いて当社が基本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

（2）当社の承諾のないサービスの利用行為

- ① 基本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
- ② ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
- ③ 基本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為

（3）ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用

- ① ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
- ② ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
- ③ ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
- ④ ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
- ⑤ 当社の設備に蓄積されたデータを不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為

（4）違法 有害情報に関する行為

- ① 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ② 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれ

ある行為

③ 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

④ 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

⑤ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

⑥ 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為

⑦ 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為

⑧ ⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為

⑨ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為

⑩ 当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為

⑪ 第三者になりすまして基本サービスを利用する行為

⑫ ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為

⑬ 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為

⑭ 第三者の設備等または基本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

⑮ 基本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為

⑯ 違法な賭博 キャンブルを行わせ、または違法な賭博 キャンブルへの参加を勧誘する行為

⑰ 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製

造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請け負い、仲介または誘引(他人に依頼することを含みます。)する行為

⑱ 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為

⑲ 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

⑳ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為

21 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷 侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為

22 その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(5) その他

① その他、基本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為

② その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

■第21条 (情報の削除等)

当社は、加入者による基本サービスの利用が前条各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で基本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 前条各号に該当する行為をやめるように要求します
- (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
- (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
- (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます

2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

■第22条 (著作権等)

加入者が取得したデータ等を除き、基本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属します。加入者は、基本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等をすることはできません。

2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

■第23条 (デジタルデータ等の管理責任)

基本サービスにより加入者が取得したデジタルデータ等は加入者自身の責任において管理し、保管するものとします。

2. 当社は前項に定めるデジタルデータ等の管理体制等について、一切関知しないものとし責任を負わないものとします。

■第24条 (加入者の義務)

加入者は、基本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 加入者がネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、經由する全てのネットワークの規則に従うこと
- (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持つこと
- (3) 加入者は、本アプリおよび基本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

2. 本条の規定に違反した場合、基本サービスの提供を停止することがあります。

■第25条 (損害賠償の免責および特約事項)

加入者が、前条に規定する行為を怠ったことに起因し、基本サービスに停止等が発生したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 加入者が、第19条(機密保持)第1項、第20条(禁止事項)、第22条(著作権等)および前条について、過失、不

正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。

3. 当社は、基本サービスの提供の状態を確認するために、共通約款第42条(個人情報)の規定を遵守した上で、加入者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。

4. 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、加入者の基本サービスの利用状況や機器の条件設定履歴等のログ情報等を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該加入者のデータ等について削除する権利を有するものとします。

- (1) 基本サービスの運用 管理
- (2) 基本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
- (3) 基本サービスの利便性の向上
- (4) 基本サービスの付加価値サービスの調査 開発
5. 当社は前項の目的についての分析 調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。

6. 当社は、当社のサーバに保管する加入者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または加入者による当該データ削除に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。

7. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。

8. 加入者は、天災地変、またはその他の非常事態の際に第17条(機器の故障)に規定する当社が定

める必要な措置が速やかに実施できない場合があることあらかじめ同意するものとします。

9. 設置環境については、加入者が自己の責任により確保するものとします。なお、加入者は、設置環境により、基本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることあらかじめ同意するものとします。

10. 基本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。

11. 当社は、基本サービスに係る工事完了の確認、障害時の

対処その他緊急事態の場合にのみ加入者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て加入者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。

12. 当社は、本条の規定に起因し、加入者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。

13. 加入者によりインターネット回線が遮断(ルータの電源を切るまたはケーブルを抜く行為等)されたことに起因して本サービスが利用できないことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

14. 加入者は、当社が必要に応じて行うあんしんFS本体のソフトウェアアップデート作業時に、サービスの提供を休止することがあることをあらかじめ同意するものとします。

15. 加入者が、自らがあんしんFS本体および周辺機器等の電源を切るまたは電池の取り外したことに起因し基本サービスが利用できないことによって損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

16. あんしんFS本体は、当社が認めた設置場所以外での利用はできません。加入者が、自らがあんしんFS本体の設置場所を変更したことに起因し基本サービスが利用できないことによって損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

17. 加入者が、第16条(機器の維持管理)および第17条(機器の故障)に定める点検を実施しないことに起因し基本サービスが利用できないことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

付則

(1) 当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。

(2) 基本サービス約款は、2018年2月1日より施行します。

●他の事業者が提供するサービスとの連携に関する特約
加入者は、本特約に同意し、当社所定の手続きをとることに
より、当社および当社の提携事業者が連携する他の事業者
(以下「連携事業者」といいます。)が提供する会員制サービス(以下「連携事業者サービス」といいます。)において当該
加入者に付与されたID、パスワード等(以下「ID等」と

います。)を使用して、連携事業者サービスから本アプリにログインし、基本サービスを利用することができます。

(以下「連携サービス」といいます。)

ただし、加入者は、基本サービスの機能の中で一部利用できない機能があることにあらかじめ同意するものとします。

2. 加入者は、連携サービスを利用する場合、本特約とは別に、連携事業者サービスにかかる利用規約等に従うものとします。

3. 当社は、当社の提携事業者または連携事業者のサービスの正確性、有用性、確実性および完全性については、一切保証しないものとします。

4. 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部が停止 中断 終了等により提供できない場合、加入者は、連携サービスを利用できないことにあらかじめ同意するものとします。

5. 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部の変更 停止 中断 終了等により、加入者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

6. 加入者のID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等の事由により、加入者または第三者に損害が生じた場合、加入者がその一切の責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。また、かかる事由により、当社に損害が生じた場合、加入者はその一切の責任を負い、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

7. 加入者は、自己の責任において連携サービスを利用するものとし、当該サービスを利用したことにより生じた損害、提携事業者、連携事業者その他第三者との間に生じたトラブルその他当該サービスにかかる一切の事項について、当社は一切の責任を負わないものとします。

8. 本特約に定めのない事項は、基本サービス約款の定めによるものとします。

あんしん FS 復旧サービス約款

第1章 総則

■第1条 (約款の適用)

トラスコム株式会社(以下「当社」と表示します)は、当社の定める「復旧サービスオプション契約約款」(以下「本約款」と表示します)に基づき、当社と復旧サービス契約(以下「本契約」と表示します)を締結している者(以下「加入者」と表示します)に対し、本サービスを提供します。当社は、当社と加入者として締結するあんしんFS基本契約(以下「主契約」と表示します)に付随するサービスとして、本サービスを提供します。なお、本約款は、本約款の定めをあんしんFS基本契約約款(以下「主契約約款」と表示します)の定めにより優先して適用することとし、本約款に定めのない事項に関しては主契約約款の条項を適用するものとします。

■第2条 (約款の変更)

当社は、次条に定める加入者の同意を得ることなく本約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によるものとします。

2. 本約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知します。

■第3条 本サービスの内容

本サービスは、あんしんFS基本サービス(以下「主サービス」と表示します)によって宅内に設置したNASが当社によって故障等によりNAS本体が正常稼働していないと認められた時(以下「故障等」と表示します)に、お客様の申込みにより提供されるサービスです。なお当社により故障等が確認できない場合には、当社は本サービスを提供できません。また本サービスにおいて、当社はあんしんFS本体のお預かりはしません。

2.本サービスは、加入者の依頼に基づきクラウド上にバックアップされたデータを、別のNAS本体に保存しお届けします。なお、クラウド上にある最新のバックアップデータを用

います。

3.当社は、加入者から要請があった場合は、以下の流れで対応を行います。

①当社は、本サービス提供要請があった場合に、依頼者の情報、ネットワークを経由したNASの反応、バックアップデータの状態を確認します。契約と異なる設置場所の場合は、受け付けられない場合がございます。

②加入者から主契約にて現在お使いのNAS本体を送り届けていただきます。

③当社保管の予備品を準備します。なお、予備品の在庫がない場合新たに準備するまで本サービスの提供ならびに主サービスの提供が行えませんのでご了承ください。

③ 本サービスは、予備品にバックアップデータを保存し加入者に送付するまでの時間をお約束することはできません。

■第4条 本契約の申し込み

本サービスの利用申し込みをする法人(以下「申込者」と表示します)は、本約款を承認の上、主契約約款第40条に定める通り、所定の加入申込書に必要事項を記載して代理人を介して当社に提出するものとします。

■第5条 申し込みの承諾

当社は、申し込みの承諾について主契約約款第40条に準ずるものとし、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

①申込者が本約款に違反する恐れがある場合

②申し込み内容に虚偽の記載があった場合

③申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

④本サービスの提供が著しく困難である場合

⑤その他、主契約または本契約締結が不適当である場合

2.前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

■第6条 本契約の成立

申込者からの本サービスの申し込みに基づき、当社にて必要な手続きを行い、その申し込みを受け付け、当社より加入者

に本サービスの利用開始日が記載された書面を発行します。
なお、この書面の発行をもって本契約が成立したものとします。

第7条 加入申込書記載事項の変更

加入者は、加入申込書に記載した電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、当社に対し当社の定める方法により通知するものとします。

2. 当社は、本約款第5条の規定に準じ、第1項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

3. 第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。

4. 当社が特に認める場合に限り、加入者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

■第7条 名義変更

加入者が本契約の名義変更を希望する場合は、主契約約款第14条第3項に定められた手続きを行い、その内容が本契約にも適用されるものとします。

2. 前項の名義変更により、本契約を継承する者は、加入者が負う一切の義務を継承するものとします。

■第8条 権利譲渡の禁止

加入者は、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第9条 サービス提供の停止

次の場合は本サービスは提供できないことがあります。

(1) 天災 地震その他の非常事態が発生した場合。

(2) 次の各号に該当する場合。

①本約款第15条に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠る恐れがある場合

②加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合

③その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合

(3) 主サービスの提供ができない状態にある場合。

■第10条 加入者が行う本契約の解約

加入者は、申込み当日を含む7日以内に本サービスを解約することができます。この場合、当該加入者は、当社に対し当社の定める方法により通知するものとします。

2. 当社は本サービスの解約を確認するため電話等で加入者に5営業日以内に連絡をとります。連絡が取れない場合、自動的に本サービスの解約といたします。

3. 主契約が解約または解除された場合は、前二項の規定にかかわらず、主サービスの利用終了日に、本サービスを解約したものと取り扱います。また、この日を本サービスの利用終了日と定めます。

4. あんしんFS本体（NAS本体）は、当社から加入者への貸与物です。従って本契約の解約時は必ず加入者より当社にご返却いただきます。

なお、原則として加入者ご自身で変換していただくものと、当社から梱包方法に関する指定に従っていただきます。なお、あんしんFS本体（NAS）を撤去する際に、建物や事務機器を傷つけるなどが発生しても、これについて当社は責任を負いかねます。

■第11条 当社が行う本契約の解除

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本約款第8条の規定にかかわらず、本契約を解除することができるものとします。

(1) 本約款第10条(2)の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当社の定める期間内にその原因となった事由を解消しない場合

(2) その他当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合

2. 当社は、加入者が本約款第10条(2)に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条の定める本サービスの提供の停止をすることなく本契約を解除することができるものとします。

3. 当社は、第1項および前項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4. 第1項および第2項の規定により本契約が解除されたとき

は、本契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

■第12条 料金等

本サービスに関わる料金等は、別表に定めるとおりとします。

当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第13条 消費税等相当額の加算

当社は、料金その他の請求において、別途消費税相当額を加算するものとします。

2. 当社は、前項の加算に伴い1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとします。

3. 消費税法、地方税法の改正またはその他の法律の制定があった場合、消費税等の額は、その税率の改正等または新たな税制の創設に基づく税額に改正されることとします。

■第13条 料金の支払い

加入者は、当社が本サービスの提供を開始する日の属する月の翌月1日から本約款第12条に定める料金を、当社に支払うものとします。

2. 加入者は、本約款第6条に規定する成立日以降に加入者が当社に出動依頼をした時点で本約款第10条に定める出動料金を支払う義務を負うものとし、第1項、第2項に基づき当社に支払うものとします。

■第14条 料金等の請求時期および支払い期日等

当社は本約款第12条に定めた利用料金を請求するものとし、加入者は前条の支払い義務に基づき支払うものとし、なお料金等の請求時期および支払い期日等は主契約約款第27条に準じるものとします。

■第15条 遅延損害金

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

■第16条 損害賠償

当社は、本約款に基づくサービスの提供時に損害が発生した場合について、以下のとおり定めます。ただし、損害の賠償は加入者と当社の間で行うものとします。

(1) 当社の責による加入者または利用者への損害賠償

①損害賠償の対象

当社の故意または過失から、直接加入者に与えた損害

※当社の切り分け業務が適正に履行された場合は、その責任を負いません。

②賠償額

当社はサービス料金を賠償額を限度として加入者に損害金をお支払します。ただし、加入者または利用者は上記損害発生の日から10日以内に、書面にて当社にその賠償請求を行うものとします。

(2) 加入者の義務 債務の不履行時における損害賠償

本約款第11条における加入者事由により本契約が解除された際は、当社に発生した損害および弁護士費用等について、当社は加入者または利用者に請求する権利を有するものとします。

(3) 免責事項

以下の項目に該当する場合、当社は責任を負わないものとします。

①本約款に定めた各条項を加入者が履行しないことに起因する損害。

②加入者が本サービスに関わる料金等を支払わない間に発生した損害。

ただし、この場合、加入者は未払い契約料金の支払い義務を引き続き有するものとします。

③加入者の故意または過失による損害。

④サービス提供に関係する設備および通信回線の故障、機能不良等に起因する損害。

⑤天災 地震その他不可抗力により加入者が被った損害。

⑥やむを得ない事情により、当社が本サービスの提供が出来ないと判断した事により発生した損害。

⑦ その他当社の責に帰さない事由による損害。